

大船渡市学校統合推進協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1 この要綱は、方式及び時期について合意が図られた市内小・中学校の統合にあたり、大船渡市学校統合推進協議会設置要綱第7第2項の規定に基づいて設置する専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合後の学校の名称、校歌及び校章等の案づくりに関すること。
- (2) その他統合を図るうえで必要な事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、会長が任命する委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長1人及び副部会長3人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

(部会長及び副部会長)

第4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会の会議は、その目的により部員の一部をもって開くことができる。
- 3 部会長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6 部会長は、第2に掲げる所掌事項に関し、必要に応じて、その経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7 部会の庶務は、関係地区の統合校において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。